

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月28日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	奈良県
3. 市区町村名	橿原市
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	74-1
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.city.kashihara.nara.jp/kikaku/shisei/my-number/index.html

執行機関名 橿原市長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療費の助成又は貸付けに関する事務であって規則で定めるもの(福祉医療貸付・子ども医療費助成)
②番号法別表第1の項	56	
③番号法別表第2の項	74	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		橿原市個人番号の利用に関する条例(平成27年条例第35号) 別表第1 第6の項 医療費の助成又は貸付けに関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童手当法(昭和46年法律第73号)第1条	橿原市福祉医療費資金貸付要綱(平成17年告示第135号)第1条

⑥事務の趣旨又は目的	<p>第1条 この法律は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第1項に規定する子ども・子育て支援の適切な実施を図るため、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、<u>児童を養育している者</u>に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う<u>児童の健やかな成長</u>に資することを目的とする。</p>	<p>第1条 この要綱は、市長が指定する奈良県内の保険医療機関又は保険薬局(以下「医療機関等」という。)に対して、医療費の一部負担金等(以下「一部負担金等」という。)の支払が困難な者に対して、一部負担金等の支払に充てる資金(以下「資金」という。)を貸し付けることにより、生活の安定と自立を促すことを目的とする。 第2条 この要綱において、貸付けの対象となる一部負担金等は、次に掲げる条例に規定するものをいう。 (1) 檜原市乳幼児医療費の助成に関する条例(昭和48年檜原市条例第25号) (2) 檜原市心身障害者医療費の助成に関する条例(昭和48年檜原市条例第8号) (3) 檜原市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例(昭和53年檜原市条例第10号) 第3条 資金の貸付けの対象となる者は、前条各号に規定する条例(以下「福祉医療費助成条例等」という。)の規定により医療費の助成を受けることができる者で、その生計を一にする扶養義務者の前年の所得金額(1月から7月までの申請については、前々年の所得とする。)の合計額が、次の表の右欄に定める額以内の者とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>世帯人員数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人</td> <td>1,512,000円</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>2,178,000円</td> </tr> <tr> <td>3人</td> <td>2,862,000円</td> </tr> <tr> <td>4人</td> <td>3,474,000円</td> </tr> <tr> <td>5人以上</td> <td>3,474,000円に世帯人員数が4人より1人増えるにつき612,000円を加算した額</td> </tr> </tbody> </table>	世帯人員数	金額	1人	1,512,000円	2人	2,178,000円	3人	2,862,000円	4人	3,474,000円	5人以上	3,474,000円に世帯人員数が4人より1人増えるにつき612,000円を加算した額
世帯人員数	金額													
1人	1,512,000円													
2人	2,178,000円													
3人	2,862,000円													
4人	3,474,000円													
5人以上	3,474,000円に世帯人員数が4人より1人増えるにつき612,000円を加算した額													
⑦独自利用事務の関連規範		<p>檜原市乳幼児医療費の助成に関する条例(昭和48年条例第25号) 檜原市福祉医療費資金貸付要綱(平成17年告示第135号)</p>												